

# 改革・開放期における中国の教育体制改革について

——初等教育の普及と課題——

三 好 章

はじめに

I 「改革・開放」期における教育政策の展開

II 義務教育制度の展開

小 結

はじめに

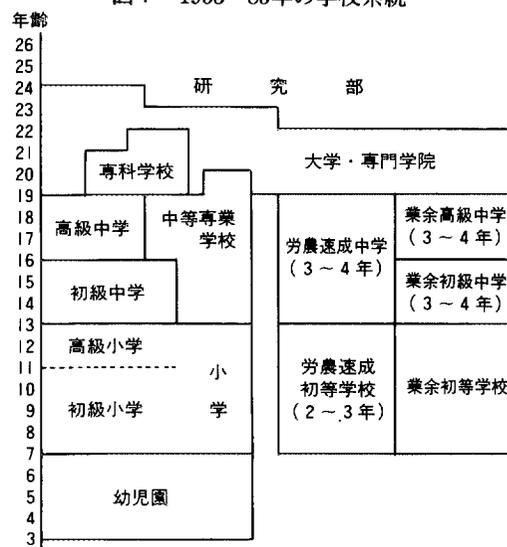
中華人民共和国の成立が宣言されてすでに50年近くが過ぎ、革命第一世代は自然の勢いで第一線からの引退を余儀なくされ、ジェネレーションの交代が進み、革命第二・第三世代が社会に船出している。そうしたなかで、1940年代末に中国大陸に生を享けた人々は、「大躍進」運動とほぼ同時に展開された「反右派闘争」以後の政治の嵐の中で多感な青少年時代を過ごし、「文化大革命」とその後の政治的社会的変動による価値観の大変動の渦中に投げ込まれ続てきた。そして、1980年代に本格化する「改革・開放」(注1)の動きの中で、深圳などの経済特区における市場経済メカニズムの導入以後は、1989年の天安門事件の前後の政治が突出した一時期はあったものの、基本的には経済的利益の獲得に社会の関心が集まり、「頭を刈る人のほうが、頭の中を手術する人よりも高給取り」とか、「卒業したての若者のほうが、もとの担任の先生よりも金を稼ぐ」などと俗称される拝金主義が蔓延する世の中になってしまった。

こうしたモラルの荒廃をともしつつ、「社会主義市場経済」というキメラのような言葉で表現される経済活性化政策が、従来中国社会についてわれわれが抱いていたイメージに対して大きな変更を迫っている。

本稿では、こうした中国の変化をおもに初等・中等教育の側面からとらえ直すことを目的としている。

「改革・開放」の時期の教育動向を見るためには、それがどのような土台の上に立っているかを押さえておくことが必要となろう。そのた

図1 1953~85年の学校系統



(出所) 『辞海 教育、心理分冊』上海 上海辞書出版社 1980年 4ページ。

(注) 義務教育の規定はない。

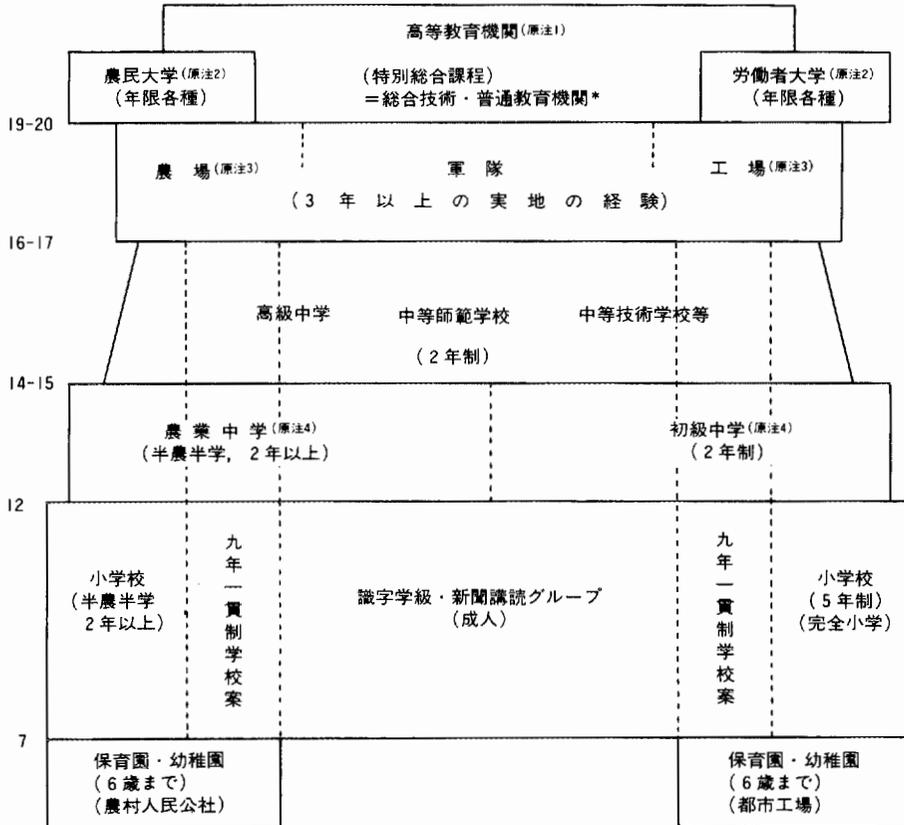
めに中華人民共和国における教育体制の変遷について簡単に整理しておきたい<sup>(注2)</sup>。

1950年代初め、中国は毛沢東が「一窮二白」<sup>(注3)</sup>と表現した状況の中で、平均すれば25歳前後の識字率で新しい国家の建設に乗り出さざるを得

なかった<sup>(注4)</sup>。そうしたなかで、当初から全国的な識字運動を展開しつつ、1953年10月には政務院が「学制改革についての決定」を発表し、図1のような学校系統が制定された。

この学校系統は、明白に単線型<sup>(注5)</sup>を志向す

図2 「文革」期の学校系統



(出所) J. N. Hawkins ed., *Education and Social Change in the People's Republic of China* (New York: Praeger Publishers, 1983), p. 36.

(原注) 1) 国家による財政援助と指導。

2) 人民公社、工場による財政援助と指導。

3) 工場、農場、軍隊、政治機関(1~3年制の幹部学校)により運営される学校は(図中には——引用者)示されていない。

4) 短期学校と特別の短期コースは(図中には——引用者)示されていない。

(注) \* 「文革」期には、各大学の専業(学科)を統合したことがあった。たとえば、経済・哲学・歴史の3専業を統合(「三合一」)して「政治学専業」を設けた(〈中国教育年鑑〉編輯委員会編『中国教育年鑑1949~1981』北京 1984年 246ページ)。

るものであった。マルクス主義の根本にある社会的平等原理が生きていた学校体系であったといえよう。また、これには義務教育の規定はなく、本来であれば社会教育に含まれるべき业余教育や速成学校もシステムに組み込まれていた。これらは、人民共和国成立当初の実情を反映するものであった。すなわち、長期にわたる戦争や革命の結果、教育を受ける機会が得られなかった人々への配慮であったのである。

その後、文革期には図2に示したような、労働現場での実際の労働体験を経て高等教育を受けるというシステムが考案され実施された。しかし後述するように、教育の連続性を損なうことが多く見られ、また実際には、文革期において多くの教育機関が機能停止に追い込まれたが、その程度は高等教育機関ほど激しかった。したがって、そうしたシステムによる高等教育機関進学がうまく機能していたとしても、その教育効果は疑問である。

さて、1971年8月、当時の張春橋ら「四人組」の主導で全国教育工作会議が北京で開かれ、会議の紀要が採択された<sup>(注6)</sup>。この会議の基調は当然ながら文革期の「教育革命」を讃美するものであり、やがて鄧小平によって「改革・開放」の狼煙として全面的に否定されることになる「二つの評価」(原文：兩個估計)<sup>(注7)</sup>を前面に掲げていた。これは、建国以来17年間の教育事業はブルジョア階級がプロレタリア階級に対して独裁を行ってきたという「黒い線の独裁」論<sup>(注8)</sup>と、知識分子の大多数の世界観は基本的にブルジョア的であり、彼らはブルジョア知識分子であるとの評価であった。

こうした評価はもちろん政治路線の対立の中で理解すべきであるが、そのままでは何か新し

い教育活動を行なおうとしても、その土台すら否定してしまうほどの頑なさにあふれていたのである。もっとも、この時期の教育事業を量的拡大の点から見ると、高等教育部門は荒廃していたにせよ、初等中等教育部門では必ずしもそうではなかった。「四人組」の進めた単線型志向により、普通中学部門は1970年代前半に生徒数ではそれまでの1.5～4倍弱の増加を示しているのである<sup>(注9)</sup>。

(注1) 「改革・開放」の動きについては、建国直後からこれまでの「反革命鎮圧運動」「反革命肅清運動」「反右派闘争」「文化大革命」などと比べて、その実行の中心人物たちも、また一般の人たちも決して「運動」という言葉を後に続けない。「運動」が政治運動に関わるニュアンスを持つ言葉である以上、「改革・開放運動」と呼ばないことは、1978年末の中共11期三中全会で主導権を確保した鄧小平の眼目がいかなるところにあるか、よくわかる言い回しである。「改革・開放」はすぐれて経済的な側面に焦点があてられているのである。

(注2) 人民共和国成立後、1985年までの中国教育史にかかわる歴史の変遷については、以下による。拙稿「中国の教育体制改革——中等教育の改革と問題点——」(『アジア経済』第27巻第8号 1986年8月) 25～39ページ/拙稿「現代中国の識字運動とその成果」(早瀬保子編『中国の人口変動』研究双書414 アジア経済研究所 1992年) 203～232ページ/拙稿「教育体制改革」(小島麗逸編著『中国の経済改革』勁草書房 1988年 第10章) 223～248ページ/〈中国教育年鑑〉編輯委員会編『中国教育年鑑1949～1981』北京 中国大百科全書出版社 1984年 78～87ページ。

(注3) なお、周知のように毛沢東が1958年4月に発表した「ある協同組合を紹介する」(原文：紹介一箇合作社)で用いた「一窮二白」は、「ひとつには経済的に貧しく、二つには文化的に立ち遅れている」(『毛沢東選集』第4巻 北京 外文出版社 1967年)と訳される。建国直後の中国における経済的困窮と文化的空白との状況の表現として知られる。ところが、渡辺利夫氏は著書『社会主義市場経済の中国』(講談社現代新書 1994年)のなかで、「革命主体」にかかわる概念であるとしてこの言葉を紹介し、毛沢東思想のキーワードとして「一窮

二白」をあげ、「一に貧しく、二に汚されていない、この貧農」（同書 43ページ）としている。不適切な訳であり、誤訳といえる。毛沢東がこの言葉を発したのは1950年代中葉の農業集団化を推進する時であり、渡辺氏が議論しようとしている内容とでは、歴史的シチュエーションがまったく異なっている。

（注4）現在のところ、人民共和国成立当時の識字率を明示した統計資料は管見の限り存在せず、早瀬保子・川俣青子編『中国の人口統計』（アジア経済研究所 1990年 192～217ページ）の中の識字率に関する統計「表7 中国地区別男女年齢別教育程度別人口、1982、1987」が最も詳細に識字率推測可能なデータをおさめている。本文中の「25%」は同書からの推定値である。

中国で全国レベルの識字率調査が行なわれたのは、1964年の第2回センサス以降であり（国家統計局編『中国統計年鑑1992』北京 中国統計出版社 1992年 80ページ）、一定年齢層以上の人口に占める非識字率から人民共和国成立当初の識字率を推定すると、清末民初期ともほぼ一致する。

前近代中国の識字率については、斯波義信氏が「初等教育や識字があまり普及しなかったというけれども、それはいいすぎて、識字率が清朝で男30～40%、女2～10%、平均で全人口の16～28%ともいわれています」と述べている（橋本萬太郎編『民族の世界史5 漢民族と中国社会』山川出版社 1983年12月 466ページ）。同様の見解はコーエンが紹介するロウスキーの研究（Evelyn Sakakida Rawski, *Education and Popular Literacy in Ch'ing China* [Ann Arbor: University of Michigan Press], 1979）にも述べられている（ポール・コーエン『知の帝国主義——オリエンタリズムと中国像——』佐藤慎一郎訳 平凡社 1988年 250～253ページ）。また、李孝悌『清末の下層社会啓蒙運動1901～1911』（中央研究院近代史研究所専刊67）台北 中央研究院近代史研究所 1992年）では、「安徽俗話報」など口語文で印刷された新聞資料をもとに、一般民衆への働きかけをあきらかにしている。この時期の識字率を数量的に厳密に測定するのは困難であるが、清末民初期の状況を考えるに当たって示唆に富む発言や研究であろう。

この時期、「千字文」や「三字経」の片言隻句が人口に膾炙していたことは鲁迅の「孔乙己」などからもわかる。こうしたことから考えて、中華人民共和国成立当時の中国が俗に言われているほど高い非識字率、例えば90%以上であったかどうかは、再検討が必要であろう。な

お、小島麗逸氏も「当時の文盲率は90%、近代工業の労働者でも、実に80%が文盲であった」（小島編著『中国の経済改革』200ページ）と述べているが、出所注はない。

上述の清末民初の識字率に関する数字は、幕末期の日本とほぼ同じである。高橋敏『国定忠次の時代——読み書きと剣術——』（平凡社 1991年）によれば、幕末の上州桐生の無宿人国定忠次がかなりの識字者であり、処刑直前には「孝経」の一節「身体髪膚云々」を語ったとの有名な逸話や、忠次の弟からの借金証文が現存していることなどから、一般農民層の識字程度の高さの一端が述べられている。

しかしながら、本文中にあげた推定値の25%という識字率は、19世紀前半の第1次産業革命以前であるならともかく、欧米諸国や日本などが重工業化からさらに次の段階に進もうとしていた20世紀中葉にあつては、心許ない数字であろう。たとえば、工場の運営に関して生産現場と工場全体との関係を把握できる工場長クラスの中堅技術者が不可欠であり、生産ラインの管理一つをとっても同様の中堅技術者を必要とする。こうした技術者は、労働の熟練度が増したためにそうなるのではなく、基本的な学力である識字能力を土台に、多方面にわたる学習を経て産み出されるのであるから、25%前後の識字率でそれを保障し、さらなるイノベーションに対応することは、不可能ではないにしても、困難が伴うことはいうまでもあるまい。

（注5）単線型とは、初等・中等・高等の各教育段階を優先した学校教育のシステムであり、普通・職業・障害などの教育系統に重点を置いた複線型の対極に位置づけられる。日本の戦前の学校体系は初等教育段階は共通であるものの、ほぼ完璧な複線型であり、戦後の六三制は単線型のモデルといえる。単線型はどの学校に行っても段階さえ踏めば高等教育への道が開かれているのに対し、「行き止まり」の学校体系と呼ばれる複線型は検定制度による進学の機会保障などがあつたにしてもそれは例外措置であり、他のコースへの転換は原則としてきわめて困難である。なお、この「行き止まり」の学校体系という言葉は、R・P・ドーアが『学歴病——新しい文明病——』（松居弘道訳 岩波書店 1978年）で用いたもので、複線型学校体系における実業学校についての表現である。上級学校への進学可能性が制度上皆無とは言えなくても、ほとんど絶望的な状態にある場合をさす。こうした実業学校では、政策的にその重要性がいくら喧伝されても、学生・生徒のみならず教員もが「出世コース」

から取り残されたものとして自らを位置づけ、そうした「二流意識」からでは、教育効果は上がりにくい(同上書 144~146ページ)。こうした「行き止まり」の学校体系こそが、とりわけ上からの近代化を推進しようとする後発国の文教政策担当者目にはきわめて魅力的なものに映った。国民意識の形成、基本的な識字能力・計算能力、集団生活における規律性の獲得などは初等教育段階で行ない、その土台の上に中等教育の前後期を通じて複線型学校体系を採用することで、将来高等教育を受ける極く少数の一部エリートと、「行き止まり」の実業学校に振り分けられる大多数とに、児童・生徒を選別してきたのである。マンパワー計画専門家にとっては、それが人材養成に効率的であったからである。

しかし、教育の機会均等の立場から見ると、受験機会を事実上奪うシステムはそれが実現されているとは言い難い。機会均等が入学や卒業における平等を意味するものでないことは明らかであるが、受験機会は平等でなければならないし、在学中の経済的負担に関しても、一定の措置がとられねばならない。それが実現されていなければ、基本的人権としての教育を受ける権利が保障されているとは言い難い。そうした分析の背景にある実業学校の生徒と普通課程の生徒とのビヘイビアの違いや相互の摩擦、上級学校への進学願望が叫べられなかった若者のルサンチマンは日本近代文学の中で重要なモチーフであり、それは、田山花袋の「田舎教師」や井上靖の「夏草冬漣」などを見るとよくわかる。

なお、近代における学校制度の意味付けについては、それを社会の制度化に伴う「立身出世の制度化」とした桜井哲夫「近代」の意味——制度としての学校・工場——(日本放送出版協会 1984年)が示唆に富んだ事例を豊富に挙げており、参考になる。

(注6) 「全国教育工作会议纪要」(劉保奎主編 楊以和編『教育学文集 第17集 中国教育改革』人民教育出版社 531~543ページ)。この全国教育工作会议については、教育科学研究所編『中華人民共和國教育大事記 1949~1982』(北京 教育科学出版社 1983年)などでその存在は知られていたが、会議で採択された文書の全文が公になることは、管見の限りなかったようである。文革期に盛んに喧伝された教育革命の理念がよくわかる文献である。なお、「全国教育工作会议纪要」は、姚文元と張春橋とが手を加えたものであった。

(注7) 1971年の全国教育工作会议で提起され、毛沢東の同意を得たもので、文革前の学校はブルジョア知識

分子を養成する場所であり、教育戦線はブルジョア階級がプロレタリア階級に対して独裁を行なってきた、とするもの(巢峰主編『「文化大革命」詞典』香港 港龍出版社 1993年 76~77ページ)。

(注8) 「黒い線の独裁」とは、本来は「林彪同志の委託によって江青同志がひらいた、部隊の文学・芸術活動についての座談会の記録紀要」(『プロレタリア文化大革命の重要文献集』北京 外文出版社 1970年 225~268ページ)のなかの、「文学・芸術界は建国以来、それ(延安の『文芸講話』に代表される毛沢東の文学芸術理論——引用者)を基本的に実行しておらず、毛主席の思想と対立する反党・反社会主義の黒い線がわれわれに独裁を行なってきた」(同書 233ページ)に由来する。

(注9) 国家统计局社会統計司編『中国社会統計資料 1993』北京 中国統計出版社 1994年 134~135ページなど。

## I 「改革・開放」期における 教育政策の展開

### 1. 「二つの評価」の全面否定

「四人組」失脚後、1976年4月の第1次天安門事件による失脚から復活した鄧小平は、文革の継承をうたう華国鋒が党主席である時期でありながら、文革期に社会的な発言と仕事の場とを奪われてきたテクノクラートたちの支持を背景に、1977年5月から翌年4月にかけて、教育・科学技術部門での「改革・開放」政策の旗揚げともいえるべき、いくつかの重要な発言を行なった(注1)。ここでは、それらの検討を通じて、そうした鄧小平の発言を整理しながら、その中に「改革・開放」時期の教育政策の大方向が具体的に提示されていることをあきらかにし、それらの形成の道筋を整理しておきたい。

1977年8月8日、自然科学部門の関係者を集めた科学・教育活動座談会の席上、鄧小平は「科学・教育活動についての若干の意見」を述

べ、その中で「二つの評価」にあえて触れずに、文革前までの17年間の教育・科学部門に対する肯定的評価を与えた<sup>(注2)</sup>。それは次のような認識を公言したことから明らかであろう。「……とくに教育関係者の苦労はひとしおであった。現在、たいいていこの分野で中堅となっている人のうち、大部分は建国後にわれわれが自ら養成したのであり、とりわけ最初の十数年で養成したのである<sup>(注3)</sup>」、<sup>(注3)</sup>「知識分子の圧倒的多数は自覚的にすすんで社会主義に奉仕している<sup>(注4)</sup>」、<sup>(注4)</sup>「知識分子の思想だけでなく、労働者、農民、共産党員もひきつづき思想を改造しなければならない。これは毛沢東同志が早くから指摘していることである<sup>(注5)</sup>」。<sup>(注5)</sup>

まず現実に中堅として活動している人々の数量の多さをあげ、ついで文革期に批判と改造の対象とされた知識分子のみならず、当時、彼らを批判した側も本来的には自らの批判と改造とにあたらねばならないとして、問題の焦点を誰も否定できない一般論でかわしている。現実主義と一般論とによる議論は鄧小平の好むところであり、議論の進め方としては問題が多いが、理念優先で現実から乖離し続けていた文革派に対する反感の波の中では、しかし、きわめて人々に支持される度合の高い発言であったといえよう。

1977年9月19日、鄧小平は「教育分野の混乱收拾の問題」との談話を行ない、文革期の教育政策の集約的表現であった1971年の「全国教育工作会议纪要」に対する『人民日報』紙の再検討の活動<sup>(注6)</sup>に支持を与えた。それは、建国後の教育部門に対して全面的な否定の評価であった「二つの評価」論を真っ向から否定し、「二つの評価」によって批判された人々の名誉回復を

迫るものであったのである。その中で鄧小平は、1971年の全国教育工作会议において周恩来が労働経験抜きの大学進学を提案したことについてふれ、これを「たいへん勇気のいることだった<sup>(注7)</sup>」と述べ、毛沢東が1968年に出した「七・二一指示」は「正しく理解すべきである<sup>(注8)</sup>」とした。

これらも鄧小平一流のロジックであり、毛沢東の言葉を以って、文革期の教育革命で提起され賞揚されたさまざまな「新生事物」を葬りさるものであった。すなわち、高等教育と実際労働の経験を重視した毛沢東の発言のうち、前者に力点をおき、修業年限も文革前に戻し、学生募集も本人の政治的態度と成績を要点とするように主張しているのである。

同様の発言は、1978年3月18日、全国科学会議の開幕式で行なった演説にも見られる。「ある人が、もし我が社会主義の祖国を愛し、意識的に進んで社会主義に奉仕し、労働者、農民、兵士に奉仕しているならば、その人は初歩的にプロレタリア世界観を確立したと見なすべきであり、政治的基準からすれば、……『紅』と云うべきである<sup>(注9)</sup>」。<sup>(注9)</sup>

文革後もしばらくは頻りに喧伝された、「亦紅亦專」の全面発達を遂げた人材を賞揚するポーズをとりながら、政治性を意味する「紅」よりも専門性を意味する「專」に力点をシフトさせているのである。そして、「科学技術者は科学技術の仕事に最大限の精力を傾けなければならない。少なくとも1週間の6分の5の時間を業務にあてるよう保証しなければならない<sup>(注10)</sup>」し、彼らに政治理論書の講読や社会活動への参加を強要してはならず、「思想作風の面であれこれと欠点のある科学技術者であっても、党に

反対し、社会主義に反対しないかぎり、『白』  
と言ってはならない」<sup>(注11)</sup>としたのである。

テクノクラートに貼られた「白」のレッテル  
を剥がし、「改革・開放」での牽引力となるこ  
とを強く期待するとともに、政治性や倫理性よ  
りも経済効率に関心を払うという姿勢を示した  
ものでもあった<sup>(注12)</sup>。

## 2. 教育体制改革の方針提起

鄧小平はまた、「改革・開放」に乗り出すにあ  
たって、文革期に盛んに主張された単線型学校  
体系の改変を主張していた。それは、究極的に  
は「飛びぬけて優秀な人材数千名を選び出して、  
かれらがひたすら研究活動にうちこめる」<sup>(注13)</sup>  
ようにするためであった。それは、国家の手に  
よるエリート教育、選別教育の宣言でもあった。

一般的に、財政的に困窮している途上国が効  
率的に教育部門に投資して人材を育成しようと  
するなら、高等教育部門に集中的に投資を行な  
い、さらにその中でセレクトされた若者を留学  
させ、指導グループを形成することが最も目に  
みえて効果が上がりやすいやり方であろう。も  
っとも、この場合そうしたエリート層を支える  
中堅技術者、さらにその土台として次世代の中  
堅技術者やエリート層を生み出す広範な識字能  
力を持つ人々と、それを育てる初等教育部門へ  
の投資が必要であることはいうまでもあるまい。  
しかしながら、初等教育部門への投資は、対象  
となる児童数が高等教育機関の一部エリートと  
は桁違いに多く、しかも投資から回収までの期  
間がきわめて長く、効果は目に見えては現われ  
にくい。初期段階ではやむを得ないにしても、  
将来的には初等教育への十分な投資が望まれよ  
う。

さて、すでに図1で示したように、人民共和

国建国直後に国务院が全日制と业余・速成との  
二本立ての学校体系を定めており、また1960年  
代には劉少奇によって全日制と半労半読（働き  
ながら学ぶ；原文：半工半読）とを併用する「二  
つの教育制度」（原文：兩種教育制度）が示され、  
実行に移されたことがあった<sup>(注14)</sup>。そうした歴  
史的な文脈からさきの鄧小平の発言を見ると、効  
率的な教育事業の展開＝人材育成を想定してい  
る点は共通しているものの、文革前よりさらに  
明確に重点学校の役割を意識していることに気  
づく。

まず1977年5月に「厳格な試験を経て、最も  
優秀な人材を重点の中学・高校、大学に集める  
べきである」<sup>(注15)</sup>として、重点学校復活の合図  
を送ったのである<sup>(注16)</sup>。そして8月には、教育  
は「二本足」で進めるべきであり、「高等教育  
について言えば、大学が一本の足、各種の半労  
半読および业余の大学がもう一本の足で、……  
大学のうちでは重点大学をりっぱに運営するこ  
とに力を集中すべきだ」<sup>(注17)</sup>とした。

また、在学年限についても、文革中はその短  
縮がはかられて一般に五四制がとられていたが、  
鄧小平はまず小学5年・中学5年への延長を提  
起し、加えて「飛び級」や「留年」制度も提案  
している<sup>(注18)</sup>。

一方、初等教育を無視しているわけではない。  
「全精力を教育事業に傾けている小学校教師の  
姿ほど貴いものはない」<sup>(注19)</sup>、「教育にたずさわ  
ることは、大変光栄なこと」<sup>(注20)</sup>として初等教  
育を高く評価する姿勢を示し、「学生の間に見  
られる一部の問題の原因には、社会的な原因、  
家庭的な原因などいろいろあるが、教師の教え  
方、指導がうまいかどうかに関係あるものもあ  
る」<sup>(注21)</sup>からこそ、教員養成、研修に力を入れ

るように提起するのである。しかも、それを画餅に終わらせないようにと初等中等教育段階の教員の賃金改革と、特に優秀な教員を特級教員とすること<sup>(注22)</sup>なども、一連の発言の中で提示している。これらは、後述するように現在ではすでに実施に移されているが、いまだその効果は十分とは言えない。

総じて、鄧小平は1977年から1978年にかけてのいくつかの発言を通して、文革期の教育革命の清算と、重点学校に力点を置いた「二本足」の教育制度を作ることで、速やかな人材養成とその土台作りという、二つの目標の実現をはかろうとしたのである。そして、その方針は1985年の「教育体制改革に関する決定」で具体的なかたちに結実するのであるが、ここで、1985年にいたる経過におけるその他の動向について、時系列的に整理しておこう<sup>(注23)</sup>。

1979年には、職業教育に関して教育部などが何回かの会議を開き、1980年1月5日には教育部が全国教育工作会議を招集し、鄧小平が何度も提示していた人民共和国成立以来の教育事業が正しい路線のもとに展開されたこと、初等教育を普及し、中等教育構造の改革を進め、重点学校に力を入れるなどの諸点を強調しておわった。2月には「学位条例」が制定され、6月には全国師範教育工作会議が開かれて教育事業の中の教員養成の重要性を指摘した。また、この年には中等・高等教育機関の教員に対する職称が確定され、制度化された。その後、1983年には教育部・国家計画委員会・労働人事部の共催で全国人材規格工作会議が開かれ、中長期的な人材養成計画について策定に着手した。そうした後に、「教育体制改革の決定」が出されたのである。

### 3. 「教育体制改革の決定」

1985年5月15日から19日にかけて中共中央と国務院は全国教育工作会議を開催し、中共中央による「教育体制改革の決定」を採択した<sup>(注24)</sup>。この「教育体制改革の決定」は、上述の鄧小平が提示した教育改革の方針に沿って、すなわち「普及と向上」の両面を追求するスタンスをとりながら、速やかな人材育成を実現しようとするものであった。それを「教育体制改革の決定」の中の各節のタイトルをならべることで示しておく。

- (1) 教育体制改革の根本的な目的は民族の資質の向上であり、多くの人材を輩出し、立派な人材を生み出すことである。
- (2) 基礎教育<sup>(注25)</sup>発展の責任を地方に移管し、段取りを踏んで9年制義務教育を実行する。
- (3) 中等教育の構造を調整し、大いに職業技術教育の発展に力を入れる。
- (4) 高等教育機関の学生募集計画および卒業生の分配制度を改革し、高等教育機関の学校運営の自主権を拡大する。
- (5) 指導を強化し、各方面の積極的な要素を動員し、教育改革の順調な進展を保証する。

すでに指摘したように、鄧小平は「改革・開放」の開始に先立ってこうした方針を先取りした発言を繰り返していた。その意味で「教育体制改革の決定」は1970年代末以来の教育政策の集大成であった。「二つの評価」についてはすでに決着がつき、いかにして人材のヒエラルヒーを構築し、「四つの現代化」を実現するかが課題となったのである。また、普及と向上に関わる問題として、9年制の初等・前期中等教育の基礎教育を義務教育として実施することを提

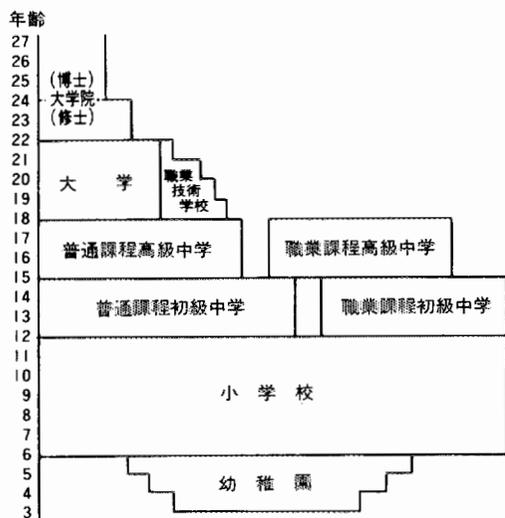
示している。

その義務教育過程そのものの普及拡大と、中等教育段階での普通教育の重点化と職業課程の拡充(注26)とが、「教育体制改革の決定」の成否を決めるものであった。なぜなら、義務教育の普及と拡大こそが一国の教育水準の土台を形成することはだれが見ても明らかであるし、中等教育は教育内容の高度化に伴い、それを受ける生徒たちに進路決定を迫る段階でもあるからである。とりわけ、「改革・開放」政策の展開において、実際の生産や経済の最先端で活躍すべき中堅技術者の不足が指摘されてきた中国においては、そうした中堅技術者を養成する中等教育部門の拡充は不可欠である。

しかし、学校という場合は、教育の場であると同時に、教育そのものを破壊する可能性を持っていることも指摘しておかねば、片手落ちにな

るであろう。すなわち、後述する義務教育段階における上級学校普通課程への進学率追求熱は、同様の経験を持ち、しかもそれを有効に治癒する術をいまだ持ち得ないわれわれにも容易に理解できる現象であろう。中等教育段階で「行き止まりの学校体系」へのコースを選択せざるをえなくなるとすれば、こうした問題はかなり深刻となろう。その意味で、「教育体制改革の決定」において「改革・開放」の中国は、教育における人材養成の効率性を選択したものであった。鄧小平の「先富論」が教育部門において採用されたと見るべきである。当面の経済建設においてははやむを得ないとの判断が働こうが、それは将来的には教育の機会均等と人々の学習権の保障の前提つきでなければ、将来に禍根を残しかねない。

図3 「教育体制改革の決定」が構想する学校系統



(出所) 中共中央・國務院「教育体制改革の決定」1985年5月19日より作成。

(注) 小学校・初等中学は義務教育。

(注1) それらは、『鄧小平文選』に収録されている次の5つの発言である。

- (1) 「知識を尊重し、人材を尊重しよう」1977年5月24日。
- (2) 「科学・教育活動についての若干の意見」1977年8月8日。
- (3) 「教育分野の混乱收拾の問題」1977年8月23日。
- (4) 「全国科学会議の開幕式における演説」1978年3月28日。
- (5) 「全国教育工作会議における講話」1978年4月23日。

なお、引用は『鄧小平文選 1975～1982』（中共中央マルクス・エンゲルス・レーニン・スターリン著作編訳局訳 東方書店 1983年）の日本語訳による。

(注2) 「今回は時間の余裕がなかったので、社会科学関係者を招くことができなかった」（「科学・教育活動について……」71ページ）とあるが、その理由については定かではない。まず、自然科学部門においてキャッチアップをはかろうとする姿勢、と見るのは穿ちすぎであろうか。

(注3) 「科学・教育活動について……」72ページ。

(注4) 同上発言 73ページ。

(注5) 同上。ここで毛沢東を引き合いに出している。

出典への言及はないものの「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」（1957年2月27日）などが念頭にあると見て差し支えあるまい。

（注6）『人民日報』の記者が、1971年の全国教育工作会議に参加した6人をたずね、前述の「紀要」（前節（注6）参照）ができたいきさつをまとめたことをさす（「教育分野の混乱……」99ページ）。なお、その記事は教育部大批判組「教育戦線的一场大論戦——批判“四人帮”炮制的“兩個估計”……」と題して、同紙1977年11月18日付に掲載された（瞿主編 楊編『教育学文集……』587～605ページ）。それは、鄧小平の主張をさまざまな観点からサポートするものである。また、知識分子の数量に関しては、概念規定がはっきりしないために具体性は問題があるものの、1957年には500万人、1971年には2000万人以上との数字をあげ、説得力を持たせている。

（注7）「教育分野の混乱……」101ページ。

（注8）同上発言 102ページ。

（注9）「全国科学会議の開幕式……」140ページ。

（注10）同上発言 143ページ。

（注11）同上発言 143～144ページ。ここでいう「白」とは、いうまでもなく「反革命」を意味する。

（注12）もっとも、鄧小平は同じ発言の中で「毛沢東思想の偉大な赤旗」（同上発言 152ページ）、「多く、速く、りっぱに、無駄なく生産を発展させる」（同上発言 147ページ）といったタームも使っており、華国鋒政権という転換点での発言であったことにも留意すべきであろう。

（注13）「知識を尊重し、……」60ページ。

（注14）劉少奇は、「二つの教育制度」を、1964年7～8月にかけて中央各部・北京市党員幹部に対する報告の中で、また天津・安徽・山東・湖北・広西各省を視察した時に提示している（教育科学研究所編『中華人民共和国教育大事記……』365～366ページ）。その時、劉少奇は半工半読が教育制度であると同時に労働制度であり、二つの教育制度と二つの労働制度とは結び付いたものであると指摘している。そして、半工半読学校が大量に運営されるのをまっけて、全日制学校が順次縮小してゆくことを想定していたのであった。「二つの労働制度」とは、「既存の労働力には既存の制度を実施し、新規の労働力には新しい労働制度を実施する」というもので、常用労働者（原文：固定工）の新規採用をできるだけ減らし、新規雇用は臨時雇用労働者・契約労働者（原文：合同工）の割合を多くするというものであった（日本総合研究所・中国社会科学院工業経済研究院編訳『現代中国経済辞

典』東洋経済新報社 1982年 694～695ページ）。1950年代末に一部の省で試験的に実施されたが、「大躍進」で挫折した。劉少奇は「大躍進」後の経済調整期にこれを提示しており、効率的な経済再建が念頭にあった。

なお、「二つの教育制度」と「二つの労働制度」については、山本恒人「1960年代における労働、教育、下放の三位一体的政策展開とその破産——半工半読制度に焦点をあてて——」（加々美光行編『現代中国の挫折』研究双書331 アジア経済研究所 1985年）に詳しい。

（注15）「知識を尊重し、……」60ページ。なお、重点小学・中学は1962年12月に、重点大学は1954年12月に初めて制度化された（＜中国教育年鑑＞編輯委員会編『中国教育年鑑1949～1981』130、330ページ）。

（注16）文革期にはほとんどその意味を失っていた重点学校であったが、1978年1月以降、急速に復活、拡大し始めている（教育科学研究所編『中華人民共和国教育大事記……』507～508ページ、510ページなど）のであり、鄧小平の発言が前年の5月であることから若干齟齬を来すようであるが、華国鋒派との角逐の中で鄧小平の全面的な復活が図られていったことから考えると、鄧小平が重点学校の重視を表明した時にはすでに大勢は決していたとみるべきであろう。1978年1月11日に教育部が出した「一部の重点小中学校の取り扱いに関する試行方案（原文：関于办好一批重点中小学試行方案）」では、教育革命の経験普及が重点学校の任務としてあげられていた（同上書 507ページ）のに対し、2年後の1980年10月14日に公表された教育部の「時期別グループ別の重点中学取り扱いに関する決定（原文：関于分期分批办好重点中学的決定）」ではそうした言葉は見られず、明確に上級学校への進学目標を掲げるようになったのである（＜中国教育年鑑＞編輯委員会編『中国教育年鑑1949～1981』745ページ）。

（注17）「科学・教育活動について……」80ページ。

（注18）同上 82ページ。「飛び級」の実施状況について、詳細は不明。「飛び級」に関しては、実施の教育的社会的影響と問題点がすでに各国で指摘されている。たとえばアメリカでは「能力別学級」が一般的とされる（「文部省がひそかにすすめる'98春「飛び級」大学入試」〔『週刊朝日』1995年10月13日号〕144～148ページ。この記事では、文部省の調べとしてアメリカ、イギリスなど5カ国の「飛び級」事情がまとめられているが、「飛び級」のみが原因でないにせよ、アメリカの公教育が危機にあることもまた確かであろう。とにかく人情の機微も

わからぬ5～6歳の幼児が、「源氏物語」やまたは「金瓶梅」の講釈を行なったり、早熟であったといえラディゲ10代後半の作である「肉体の悪魔」ばりの小説を著わすというような光景は、本人が意味もわからずに行っていることであれば滑稽であり、わかっているとしたらグロテスクですらある。

また、そうした文学の世界に限定せずとも、「神童」と称された多くの子供たちが成長した後、人間としての深みのなさからかえって才能を枯渇させてしまった例は、早期教育が効果をあげているように見える音楽芸術の世界でも少なくない。

日本では、数学の早期教育として著名な「公文式」でも同様の例が報告されている（保坂展人『危ない公文式早期教育』太郎次郎社 1994年）。子供の特異な能力を引き伸ばすことと、全人的な発達を促すということとは別問題であり、「能力別学級」によって授業を行なっている学校であっても、本来の帰属すべきホームルーム＝クラスはきちんと別にあることが通例である。学校内のあらゆる活動が数値化する「能力別」の基準によってのみ行なわれるとしたら、差別選別の過程の中で学校が荒廃していくであろうことは、教育現場に少しでも関わり、あるいは関心をもつ者であれば想像するに難くなかろう。

学年を飛び越える「飛び級」は、子供の全人的な発達という側面から見ると問題であるが、強いて可能性を探れば、個別の分野ごとの能力別教育の実施であり、その場合でも適切なフォローが不可欠である。人間性や社会性が欠落した「専門家」は社会にとって有害無益ではないだろうか。なお、「学力」については岸本裕史『改訂新装版 見える学力 見えない学力』（大月書店 1994年）が、その基礎概念を考える上で参考になる。

（注19）「科学・教育活動について……」72ページ。

（注20）「教育分野の混乱……」106ページ。

（注21）「科学・教育活動について……」81ページ。

（注22）「全国科学会議の開閉式……」166ページ。

なお、筆者が1993年7月、北京市東城区東直門中学を参観した際のヒアリングでは、教員資格はそれぞれ専門委員会が管理しており、師範大学卒業者はまず「二級教員」となり、数年の経験ののち校長の推薦を受けて「一級教員」「特級教員」になるという。「一級教員」の資格を出すのは東城区教育委員会、「特級教員」資格は北京市教育委員会である。なお、東直門中学は1935年北京市立第二女子中学として創立され、現在は東城区重点中学である（藤影主編『北京教育詞典』北京 海洋出版社

1993年 402～403ページ）。

（注23）この間の経緯については、特にことわりのない限り卓晴君主編『中国改革全書（1978-1991）教育改革巻』大連 大連出版社 1992年 603～618ページ。

（注24）瞿主編 楊編『教育文学集……』797～810ページ。会議の期間については、卓主編『中国改革全書……』619ページ

（注25）「基礎教育」とは、「児童に対して実施する国家の規定する最低限度の教育（原文：国家規定的対児童実施の最低限的教育）」（中国社会科学院語言研究所詞典編輯室編『現代漢語詞典』北京 商務印書館 1988年 519ページ）とされ、同様の記述は韓明安主編『新語詞大詞典』哈爾濱 黒龍江人民出版社 1991年 215ページなど、他の辞書類にもある。『新語詞大詞典』では『解放日報』1953年8月26日付の有名な業余作家高玉宝に関する記事から「解放軍戦士の高玉宝は、基礎教育すら受けていなかったのに、現在はずでに一青年作家となった」との引用があり、この言葉が建国当初にすでに使われ、意味するところも識字能力など普通教育の内容に近いものを含んでいたことがわかる。内容的には日本での義務教育課程における教育目標につながるものと言えるが、日本では義務教育は普通教育であって職業教育は含まれないのに対し、「教育体制改革の決定」（1985年）では、前期中等教育を義務教育に含めながら、その中に職業課程を含めている。

（注26）拙稿「中国の教育体制改革……」参照。

## II 義務教育制度の展開

### 1. 義務教育法の制定

「教育体制改革の決定」が出されてまもなく、上海市ではその精神を先取りするように同年の1985年7月28日に「義務教育普及条例」を決定し、9月1日より施行した<sup>(注1)</sup>。それは、従来徴収していた年間5元ほどの学費の無償化、正当な理由なくして児童・生徒を就学させない保護者には地方政府が罰金を科し、それでも応じないときは強制措置をとり得るというものであった。これは翌1986年4月の第6期全国人民代

表大会（全人代）第4回会議で採択され、同年7月1日から施行された「義務教育法」<sup>(注2)</sup>を先取りする内容を含んでいた。

さて、全人代では1986年4月2日、首相李鵬が義務教育法について草案を示し、その提案理由を説明した<sup>(注3)</sup>。そこでは、まず、義務教育法制定の必要性において、初級中学生徒の中途退学・就業が頻繁に見られること、一部の企業では学齡児童・少年を雇用していることなど、基礎教育の立ち後れが「富強・文明・民主的な社会主義の現代化された国家の建設という目標と鋭く矛盾している」との認識を示し、9年制の学校教育が各種の専門的な人材養成の十分な基礎を築くためだけでなく、「二つの文明（原文：兩個文明）」<sup>(注4)</sup>を建設する必須の前提条件であり、「教育を“四つの現代化に向かわせ、世界に向かわせ、未来に向かわせ”、今後の社会発展と科学技術の進歩にはかり知れない影響を与える」からであるとした。いろいろな理由をあげているが、具体的なものは人材養成の土台作りという部分である。

続いて李鵬は、実施される義務教育の性質について次のように述べている。「義務教育は、法律に照らして規定されたものであり、学齡児童および少年は必ずこれを受けねばならず、国家・社会・学校・家庭は、必ず保証された国民教育を与えねばならない。義務教育を実施することは、国家の人民に対する義務であるばかりでなく、家長の国家と社会に対する義務でもある」<sup>(注5)</sup>。そして、それに遵わないものには強制措置をとることもやむを得ないとしながら、強制措置をとる場合には「まずくり返し批判と教育とを行なうべきであり、そうした批判と教育に対してもなおも改めない者で、その情況が

重大である少数の個人と単位とに対して、必要な処罰の措置をとるべきである」としている。

本格的に義務教育制度が実施されるのは、中国史上、実質的に初めてのことであり<sup>(注6)</sup>、単なる強制だけで義務教育の普及が進展するとは考えていなかったと言える。

同様に、義務教育における学制についても、李鵬は初等・前期中等教育9年間を「六三制」、「五四制」、9年一貫、あるいは「五三制」という8年制のものまで現に存在していることを認め、「五四制」への移行を目標として掲げてはいても、「短期間に“五四制”に移行するよう強いることは、實際上広大な農村に初級中学教育を普及する上でプラスにはならない」と認めている。後述するように、農村地区、とりわけ「先富論」によって地域格差が拡大する中、校舎や設備が不十分あるいは危険な学校が各所に存在する現在、実質「八年制」をも過渡的措置として容認した点は、やむを得ないものとして理解しなくてはなるまい。

さらに、一般には義務教育は普通教育主体である場合が多いが、李鵬は義務教育段階での職業技術教育の制度化を義務教育法の中にふくめ、初級中学段階から職業課程を導入するとしている。これは前年の「教育体制改革の決定」でもあげられていたことでもある。

そうした内容の9年制の義務教育制度を全国で実施するには、経済格差をはじめとして多くの問題が立ちはだかっている。そのため、李鵬は全国を大きく3つに分け、第1の「経済・文化が比較的発達した地区」では1990年ごろに9年制義務教育制度を基本的に完成させ、第2の「経済・文化が中程度に発達した地区」では、1990年ごろまでには初等段階での義務教育を基

本的に普及させ、同時に条件を作り出して1995年ごろまでには9年制を実現するとする。さらに、第3の「文化・経済が発達していない地区」では、経済の発展に沿って義務教育を普及させるべきであり、今世紀末ごろをめぐりに初等段階の義務教育を普及する、とした。そして、草案の中で「省・市・自治区・直轄市は当該地区の経済・文化の発展情況に基づき、義務教育推進の段取りを確定する」ことを求めている。

その後続く説明では、李鵬は義務教育段階は学費を徴収してはならないことを草案の条文を引いて述べ、同じく条文を引いて「義務教育向けに使途を限定した国庫から地方への財政交付金の伸び率は、経常的な財政収入の伸び率より高くしなければならず、同時に学校在校生の1人当たり平均的な教育経費を順次増加させねばならない」ことを「二つの増加（原文：兩個增長）」<sup>(注7)</sup>と表現したほか、都市、農村とも教育事業費付加金を徴収することなどを指摘した。教育部門への投資は量の割には質になかなか反映しにくいものであるが、財政がボトルネックになってはよけいに効果は期待しにくいからである。李鵬はさらに人材養成問題ともかかわるが、教員養成問題などについても指摘していた。

## 2. 義務教育の普及状況

経済的な地域格差が拡大する一方である現在、当然義務教育の状況でも従来からあった格差がさらに拡大しつつある。ここでは、そうした地域格差の拡大という状況を念頭において、格差の存在を積極的に容認する「先富論」が義務教育の普及の試みにおいていかなる状態をもたらしたのかを、全国レベル、および代表的な地域を取り上げて考えてみたい。

### (1) 全国レベル

1991年3月11日、全国人民代表大会常務委員長会議は、義務教育法施行5周年を機会にその実施情況について、全人代の名で義務教育法施行以来3回目の全国規模での調査を行なうことを決定した<sup>(注8)</sup>。調査は地域によりばらつきはあるものの、おおむね5月から6月にかけての県・郷レベルで、その後7～9月の3カ月で省・市・自治区・直轄市政府が統括する市・県に対する調査を行ない、さらに全人代が9～10月に各省・市・自治区への調査を行なうというものであった。そして、その途中の8月に調査部門の全国会議を開催して省・市・自治区単位での総括を行なった<sup>(注9)</sup>。調査項目は、(1)9年制義務教育の普及が段取りを踏んで、現地の実情に応じて進められているか、第8次5カ年計画期での計画はどうか、(2)徳育に重点を置いた、社会主義事業の後継者養成がなされているか、(3)教員養成が強化されているか、教員の労働条件や生活条件は改善されているか、(4)学齢児童・生徒の入学率・鞏固率・「合格率」<sup>(注10)</sup>が向上しているか、児童労働の実態はどうか、(5)義務教育に関わる経費は、各級政府支出を主に、多くの来源から資金を集めるやり方をとっているか、「二つの増加」が安定的に行なわれているか、(6)分級管理体制が進められているか、であった。

具体的な数字を表1に示しておく。

この表を見ると、初等教育段階への学齢児童入学率は1990年には97.8%にのぼり、農村だけでも97.4%であり、子供をとにかく学校へ入れることは達成したといつてよい。日本で就学率がほぼ100%となるのは、戊辰戦争から40年ほ

表1 初等義務教育の普及（全国）

	学齡児童就学率	女子就学率	農村児童就学率	中途退学率	初級中学進学率
1978	94.0				87.7
1980	93.0			6~7	75.9
1981	93.0			6~7	68.3
1982	93.2			6~7	66.2
1983	94.0			6~7	67.3
1984	95.3			3.7	66.2
1985	95.9	93.01	96.3	3.2	68.4
1986	96.4			3.0	69.5
1987	97.2			3.8	69.1
1988	97.2			3.3	70.4
1989	97.4			3.2	71.5
1990	97.8	96.31	97.4	2.4	74.6
1991	97.83			2.1	77.7
1992	97.95				79.7

(原注) 1. 学齡児童就学率(原文「入学率」)は、7~11歳の当該児童総数を分母として算出。

2. 初級中学進学率には技工学校は含まない。

(出所) 以下より作成。国家統計局社会統計司編『中国社会統計資料1993』北京 中国統計出版社 1994年 166~167ページ/全国人民代表大会教科文衛委員会教育研究室(以下、全国人大教科文委教研室と略記)編『中国普及義務教育的实践与經驗——全国檢查《義務教育法》実施情況匯編——』北京 中国民主法制出版社 1993年 43ページ。

ど後の日露戦争のころであり、人民共和国成立後の歴史情況から考えて、ここ10年ほどの成果はやはり評価すべきであろう。

ところが、「改革・開放」の中で児童労働が増大していたことを示す数字がある。それが中途退学率(原文:輟学率)<sup>(注11)</sup>である。1980年代を通して全般的には低下しているものの、80年から83年にかけては若干の増大、84年に急落し<sup>(注12)</sup>、87年に一時上昇したものの、88年からまたもや低下し、92年には2.1%になり、現在でも微減傾向が続いているものと思われる。現在の日本では、不登校の児童・生徒などがあったとしてもそれは1%未満であり、しかもその原因はほとんどが経済とは無関係である。

さらに、日本では想定されない統計の取り方

に「粗卒業率」(原文:毛畢業率)<sup>(注13)</sup>がある。これは小学生の場合、その年の12歳児総数に占める小学卒業生の割合である。こうした統計をとらざるをえないところに、現在中国が抱えている教育問題の一端がほの見える。また、初級中学では「中退率」(原文:流失率)<sup>(注14)</sup>が1980年代後半増大したものの、90年からは減少傾向にある。ちなみに、1990年の初級中学「粗卒業率」は51.73%であった<sup>(注15)</sup>。

なお、後に見るように、全国レベルで見ると、経済発展に取り残された西北・西南などの地域では、400前後の県において初等教育の普及は不十分であるという<sup>(注16)</sup>。女兒就学率の低さも相変わらず問題であり、障害児教育への取り組みも始まったばかりである<sup>(注17)</sup>。さらに、

上級普通学校への進学率追求一辺倒の傾向の指摘や実験機器など学校諸設備の不十分さ、加えて300万人以上にのぼる「民弁教師」<sup>(注18)</sup>の存在など、多くの問題点が指摘しうるであろう。

(2) 省・市・自治区レベルでの比較

ここでは、「改革・開放」政策が展開される中、地域的な義務教育の普及状況の如何について、さきに李鵬があげた3つの区分に従って省単位での地域的比較を行ないたい。その際、主に1991年に行なわれた省別の義務教育法実施状況検査報告によって、各地の実情を紹介したい。

(イ) 北京市<sup>(注19)</sup>

第1のグループは「経済・文化が比較的発達した地区」であり、首都北京はその典型例ともいえる。鄧小平が1983年に「四つの現代化に向かい、世界に向かい、未来に向かおう」(原文：三個面向)というスローガンを発したのは、北京の重点学校景山学校への揮毫によってであり、ここは文革前から高級幹部の子弟が多く通う中学校として知られ、最近では広東省順徳県に碧桂園学校という「貴族学校」<sup>(注20)</sup>をその分校として設置したという。そうした特異な部分をふくみながらも、全国でもっとも充実した義務教育普及を進めている都市のひとつである。

北京では、義務教育を就学率で見るという数量的な側面では、表2からも読み取れるように、その普及は完成したと言ってよいであろう。したがって、北京での義務教育事業の内容は、量から質へ、小学校から前期中等教育である初級中学に移る転機にある。小学生の鞏固率も99.99%、学力レベルでも語文・数学の2教科での小学校卒業試験合格率は99.8%にのぼっている。初級中学でも就学率は99.3%、鞏固率も98.92%、卒業試験合格率は84.8%にのぼっている。

表2 初等義務教育の普及(地域別鞏固率)  
(%)

地 区	1985	1986	1987	1990	1992
全 国	97.1	97.2	96.9		97.90
北 京	99.1	99.1	99.2	99.99	99.34
遼 寧	98.7	98.6	98.5	98.7	97.71
上 海	98.8	99.1	99.5	100	99.47
江 蘇	98.3	97.1	98.8		99.22
湖 南	97.6	97.6	97.2		98.90
チベット	85.5	96.9	92.4		55.79*

(出所) 国家統計局社会統計司編『中国社会統計資料1993』168ページ。ただし、1990年は全国人大教文委教研室編『中国普及義務教育的実践与経験——全国実施〈義務教育法〉実施情況匯編——』北京 中国民主法制出版社 1993年。

(注) \*原文のまま。「95.79」の誤植ではないかと思われる。

これらは全国でも屈指の数字であり、北京の教育水準の高さを示している。

現在問題となっているのは「進学率一辺倒」問題、一部の県や郷での初級中学卒業後の職業技術教育問題などであり、湖南や新疆などで大きく取り扱われている児童労働問題も、上海のケース同様<sup>(注21)</sup>、言及されていない。他の諸問題でもさほど深刻な議論が展開されているわけでもない。総じて、北京のような第一グループに属する地域は、義務教育普及の課題はほぼ達成したと行ってよいであろう。

(ロ) 遼寧省<sup>(注22)</sup>

遼寧省は、東北地区の中では比較的重工業が発達した地域であり、全国的に見れば、トップではないにしても上位に位置する経済力がある。また、文革期には教育と労働の統一のモデル校として賞揚された朝陽農學院があり、「白紙答案事件」で一躍「反潮流の英雄」となった張鉄生の存在など、「教育革命」の影響の強かった

地域でもある。そして、他の多くの地域と同様、広大な農村をそのヒンターランドとして持っている。その遼寧省での調査は1991年9月6日から19日まで、全省を3地区に分け、瀋陽・大連・錦州など7つの市と15の県についての聴き取り、視察などの方法で進められた。

遼寧省では義務教育法が出された翌1987年から計画的に9年制義務教育を実施し、90年末には小学校児童就学率が99.4%、鞏固率98.7%、卒業試験合格率96.3%、初級中学進学率91.3%<sup>(注23)</sup>にのぼった。数量的にはかなりの水準に到達しているように見受けられ、現在は前期中等教育の普及に重点が移っているといえる。

報告では教育行政に関する記述が目立ち、市長・県長・郷長が当該地域での義務教育実施の総責任者となること、それを見届けるための監視機構の設置、また「遼寧省九年制義務教育条例」「初等義務教育機関運営の標準と実施に関する取り扱い規則」(原文：関于初等義務办学条件標準和实施办法)「遼寧省九年制義務教育初等中等教育段階教育機関運営条件のめやす」(原文：遼寧省九年制義務教育初中階段办学条件標準)「遼寧省九年制義務教育初等中等教育段階検収細則」(原文：遼寧省九年制義務教育初中階段驗収細則)などの法令整備に力点があった。その一方で、財政支出による維持を中心としながら、義務教育運営には多くの資金源が必要とし、「公弁教師」への未払い給与が238.5万元、政策的な手当の未払い分が2187.5万元にのぼることも報告されている。そうした資金不足の補填策が急務とされているのである。

総じて、義務教育普及の制度的側面はほぼ完成しているが、今度はそれに見合う質を身につけた大量の教員養成、資金確保など、多くの問

題を抱えていることがわかる。

(ハ) 「貧困地区」<sup>(注24)</sup>

李鵬の述べる第3グループ、「文化・経済が発達していない地区」の状況については、多言を要するまでもなく、かなり厳しい状態の中で義務教育普及の努力が続けられている。しかも、「貧困地区」とされる地域は沿海から遠く隔たった内陸に位置し、漢族以外の少数民族が多く住む地域でもある。そのため、義務教育を国民形成のための方策とした場合、使用言語の問題も当然浮かび上がってくる。義務教育法第6条では「少数民族の児童・生徒を主とする学校では、その少数民族で通用する言葉で授業を行なうことができる」としており、少数民族の言語使用を妨げない規定のように読める。しかし、あくまでもそれは「使用することができる」のであって、その言語を使用した少数民族

表3 「貧困区」における義務教育普及(1990年)

	学 齡 児 童 就学率*(%)	初等義務教育 未普及県数
全 国	97.94	330
西部8省	95以下	301
寧 夏		
固 現	87.8	
西 吉	80.8	
海 原	87	
甘 肅		
定 西	93	

(出所) 全国人大教文委教研室編『中国普及義務教育的実践与経験——全国検査《義務教育法》実施情況匯編——』433ページより作成。

(注) \* 1990年の全国未就学児童数は200.5万人。同年の西部8省の未就学児童総数は114.4万人。また、全国の未就学児童の81.7%は女子。学齡児童就学率が95%を割っているのは6つの省で、すべて内陸西部の諸省。

の児童・生徒のみの学校を想定してはいない。

表3から初等義務教育の「鞏固率」による比較を行なうと、全国レベルで検討した時と同様の変動が見受けられる。しかも、その数字は現在の日本の高校進学率とほぼ同数であり、基本的には初等義務教育の普及は完成したとあってよいであろう。しかし、「先富論」に与し得なかった幾つかの省のデータを見ると、それとは異なった姿が浮かび上がってくる（表3では寧夏、甘肅）。

就学率で見ると10ポイント以上も全国レベルより低く、初等義務教育の普及がどのように見ても未だしのこれらの地域では、幾つかの共通した状況がある。それは、「まず経済、それから教育」（原文：先経済、後教育）<sup>(注25)</sup>という考えが一般的であることである。

最初にも指摘したが、教育、とりわけ初等中等教育は多大な投資を必要とする一方、その効果があらわれるのは10年単位で考えなければならず、しかもさまざまな条件が加わるとどのように経済への効果が現われるか、予測は困難である。特に貧困地区では、子供を学校へやることに対する否定的な見解と、正反対に、学歴の階梯をかけ上がることで貧困から脱出し、故郷に戻ろうとしない若者を生むことになるし、親たちもそれを望む場合が見られよう。そうなれば「立身出世」とは縁遠い女子への配慮や職業教育への関心も低くなり、一部の進学率一辺倒の評価で学校をみる傾向が強まってくるのである。そうした地域への義務教育普及を実現するためには、教育を与えることが致富の道である<sup>(注26)</sup>とくり返し説得すること、そしてそれが現実に意味を持つことを事実を以って説得しなくてはならない。

そこで提案されているのは、まず義務教育の比較的早い段階で職業教育を導入することである。具体的には初級中学段階にあたる「初級職業技術学校」を設立し、当該地域の農業の実情に即した技術教育を行なうということである。

「貧困地区であればあるだけ、しっかりとした読み書きそろばんの基本的な学習能力の基礎の上に、早い段階での進路振り分けを行ない、職業教育を浸透させ、生計の本領を学べるようにする」<sup>(注27)</sup>と提起されている。しかし、実際にそうした職業課程を初級中学段階で進めようとしても、先立つものは資金とスタッフであり、かえって比較的「先富」に位置する江蘇省などで見られるにすぎない<sup>(注28)</sup>。

チベットの实情<sup>(注29)</sup>はそうした「貧困地区」の中でも深刻であろう。表4からも窺えるように、小学校への学齢児童入学率が1991年現在で漸く54%である。さきあげた表2からは、「鞏固率」としていったん学校に入った児童・生徒の通学率がわかるが、それはそれなりの成果をあげている。しかし、1991年の学齢児童入

表4 チベットの義務教育普及

	学齢児童入学率(%)
1985	41.7
1991	54.0

(出所) 表3と同じ(30ページより作成)。

表5 ラサ市の義務教育普及

	児童数 (人)	高学年 児童数 (人)	農牧区学齢 児童入学率 (%)
1986	6,362	2,830	44
1991	10,260	4,110	64

(出所) 表3と同じ(30ページより作成)。

学率は、全国平均の半分強であり、ラサ市の農牧区の学齡児童入学率は64%と、数量的にもかなり立ち後れていることがわかる。そして、第8次5カ年計画完了期までの目標として学齡児童入学率を65%、今世紀末となる第9次5カ年計画完了までには75%を実現することを目標として掲げている。

ところで、チベットでの義務教育実施情況調査は、他の地域が10日から2週間程度で完了しているのに対し、1991年6月から12月までの半年間かかり、92年には他の地域では行なったとの報告がない「全チベット自治区検査活動総括表彰大会」（原文：全区検査工作總結表彰大会）が行なわれており、調査そのものの困難さがわかる。

総じて、第3のグループでは義務教育の必要性を人々に説いてまわる段階にあり、数量的にも制度的にも困難な段階にあるといえよう。しかも、「標準語」と日本語訳される「普通話」としての漢語以外の言語を少数民族地区の学校で用いることは、児童・生徒に対して、バイリンガルあるいはトリリンガルになってはじめて、人民共和国社会でステータスの向上があることを教えこむことでもある。民族自治の内実にもかかわる問題であろう。

（注1）中国研究所編『中国年鑑1986年版』大修館書店 1986年 114ページ。本文でも指摘したように、上海市の「義務教育普及条例」は、全国を対象とする義務教育法の内容と重複する部分が多い。詳細についての検討は現在不十分であるが、義務教育法施行のための地域的実験として、「改革・開放」の先端をはしる上海でまず義務教育制度を試行したと考えられる。

（注2）「中華人民共和國義務教育法」。全国人民代表大会教科文衛委員会教育研究室（以下、全国人大教文委教研室と略記）編『中国普及義務教育的実践と経験——全国検査《義務教育法》実施情況匯編——』北京

中国民主法制出版社 1993年 1～13ページ。なお、本書には「義務教育法実施細則」も収録されている。

（注3）李鵬「關於《中華人民共和國義務教育法（草案）》的說明」（瞿主編 楊編『教育學文集……』811～821ページ）。

（注4）社会主義精神文明と社会主義物質文明のこととされる。

（注5）ここで用いた「国民教育」「家長」は、ともに原文のまま。「国民教育」の内容についての言及はないが、ごく一般的な意味で理解しておいてよいであろう。

（注6）1912年から1913年にかけて、辛亥革命で成立したばかりの中華民国政府は、光緒新政以来の改革の流れの中で、日本の明治期の学制を参考にした複線型の「壬子・癸丑学制」を制定して公布したが、その中に初等小学校4年を義務教育とするとの規定があった（『辞海 教育、心理分冊』上海 上海辞書出版社 1980年 25ページ）。

しかし、日本も大きな責任を持つ中華民国の歴史状況から考えれば明白であろうが、南京国民政府の努力の跡はうかがえるものの、実際には十分な効果をあげることはできず、成功したとは言い難い。国民党の第5回全国代表大会における教育活動報告によれば、全国の小学校への学齡児童就学率は、1933年度24.97%、34年度26.94%、35年度34.10%、36年度42.83%（行政院「中国国民党第五次全国代表大会教育工作报告」346～348ページの「初等教育」。原載は『中央日報』〔南京〕第464期 民国26年4月26日 13～18ページ／中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会編『革命文献 第53輯 抗戦前教育与学术』台北 中央文献供应社 民国60年）であった。

（注7）全国人大教文委教研室編『中国普及義務教育的……』には、各地方の教育行政担当者の発言がおさめられているが、ほぼ例外なく「二つの増加」に言及している。

（注8）同上書 1ページ。なお、本論で言及したのは3回目についてのみ。

（注9）「張承先同志在全国人大検査組工作會議上的講話」（同上書 33～39ページ）。

（注10）「鞏固率」とは、その年1年間児童・生徒が中途退学しなかった割合。「合格率」は、卒業生で当該学校卒業基準に達した学力を持っている者の割合。

（注11）一般に中途退学を示す言葉としては「流失」が用いられるが、表1の場合のみ「輟学」という言葉が用いられている。なお、「輟」は「中止する」の意。

(注12) 原因については不明。1984年は「経済体制改革の決定」という大転換が示された年ではあったが、教育部門においては、これといった法令や制度改革があった年でもなかった。経済の自由化が進む中、児童労働は増加しさえすれば、急減するにはそれなりの理由があるはずではあろう。

(注13) 全国人大教文委教研室編「中国普及義務教育的……」43ページ。ちなみに、1982年に78.1%であったものが、90年には98.87%に増加しており、努力のあとがうかがわれる。

(注14) 原文、「流失率」。中途退学して社会に出る、すなわち児童労働に加わっている場合をさす。

(注15) 全国人大教文委教研室編「中国普及義務教育的……」44ページ。

(注16) 全国人大教文委教研室編「中国普及義務教育的……」46ページ。

(注17) 女兒就学率は1989年現在、男児に比べて3.95%低く、未就学児248万人余のうち86%以上が女子であった(同上書)。また、各学校段階における女子児童生徒の割合で50%になっているところはない(国家统计局社会統計司編「中国社会統計資料1993」159ページ)。

さまざまな理由から女兒の出生率が低い中国ではあっても、人口構成における女性の割合は48~49%ラインにあり(同上書 27ページ, 30~31ページ)、根は同じであっても、更なる要因が加わっていると考えられる。また、障害児教育に関しては「教育体制改革の決定」が出される前年の1984年段階では、知的障害児を対象とする学校が全国で100校余しかなく、「中国社会統計資料1993」には「特殊教育学校」教員の1人当り児童・生徒数の統計があるのみである(165ページ)。そこでは、1952年の13.3人から1980年代には5人台に減少したものの、1992年には7.0人に増大しており、学校規模や教員定数には手をつけずに児童・生徒数を増やしたと、言い換えれば教員の負担増の上に障害児教育が進んでいる実態を示している。

なお、知的障害児の教育施設は1979年が最初であり(中国研究所編「中国年鑑1989年版」大修館書店 1990年 155ページ)、「健全児の教育の普及に追われ、心身に障害を持つ児童に対しては、わずかに盲聾啞学校の普及に努めてきた」(中国研究所編「中国年鑑1985年版」大修館書店 1986年 110ページ)というような実情も含め、中国の障害児教育に関してはまとまった研究がない。本稿は各方面での全般的な状況把握に目的を設定し

ているため、別稿を用意したい。

(注18) 「民弁教師」は原文のまま。多くは、人民公社や生産大隊が集団の資金で設置した中学・小学の教員のうち、給与の一部が国家から、大半が人民公社・生産大隊からあわせて支給される教員のこと。集団化の開始とともに各地で学校設置の波が高まり、急増した。給与は全て国家からまかなわれる「公弁教師」より低く、人民公社解体過程で導入された生産責任制のもとでは、「責任田」の耕作も行なわねばならなかったことなど、その社会的地位は決して安定したものでも、高いものでもなかった。数量の面では初等教育教員の半分以上が「民弁教師」である(〈中国教育年鑑〉編輯委員会編「中国教育年鑑1949~1981」198ページ)。そこで、かれらの教員としての待遇だけでなく、資質の向上もはかれようとしている(国家教育委員会の雑誌「人民教育」では、1990年には「みな「民弁教師」に関心をむけよう」と題したコーナーを毎月設けていた)。

(注19) 「全国人大検査組対北京市実施〈義務教育法〉情况的検査報告」(全国人大教文委教研室編「中国普及義務教育的……」)59~68ページ。北京の事例は、特に断わらない限り本報告による。

(注20) 「李嵐清取締“貴族学校”惹爭議」(「留学生新聞」第88号 1995年3月15日号)。「貴族学校」については最近日本でも報道されるようになり、「週刊朝日」1995年3月31日号には、グラビアページで紹介されている。もちろんこれも「民弁学校」であるが、授業料が年額で4000元、入学金は3万円ほど必要とあつては、従来の「民弁学校」の範疇とは異なる、日本の一部私立小中学校に類するといつてよい。そうした教育費を負担しうる階層が中産階級として成長しているのなら問題はないが、教育の機会均等が充分保障されているとはいいがたい現状で、一部特権階層や成り金の富豪が金に飽かして子供をそうした学校に入れているなら、新たな格差を産み出すだけであり、問題はきわめて大きい。教育担当の副総理李嵐清がこうした「貴族学校」に対して明確に反対の意思表示をおこなったため、物議をかもしているという。

なお、鄧小平の景山学校への「三個面向」の揮毫は、張承先「為開創普通教育的新局面而努力奮闘——中国教育学会第一次全国學術討論會開幕詞(1984年7月27日)」

(中国教育学会・中央教育科学研究所編「三個面向与教育改革——中国教育学会第一次全国學術討論會論文集」北京 教育科学出版社 1984年 4ページ)による。

(注21) 「全国人大検査組対上海市実施〈義務教育法〉情況的報告」(全国人大教文委教研室編『中国普及義務教育的……』) 159～180ページ。上海では青浦県で400人の「流失生」が学校に戻ったとの報告があるが、それが中学生か小学生かの言及はない。

(注22) 「全国人大検査組対遼寧省実施〈義務教育法〉情況的検査報告」(全国人大教文委教研室編『中国普及義務教育的……』) 118～129ページ。

(注23) これは全省レベルでのデータであり、農村地区のみでは81.3%になるという。

(注24) 張紹敏「大力推動貧困地区的義務教育」(全国人大教文委教研室編『中国普及義務教育的……』) 429～443ページ。

(注25) 同上論文 430ページ。

(注26) 中央政府は「無知の克服にはしっかりした教育を(原文:治愚必須弁好教育)」とのスローガンを掲げている(同上論文 434ページ)。なお、張紹敏は第3回センサスと第4回センサスとを比較して、貧困区では非識字率が上昇したことを指摘している(同上)。

(注27) 全国人大教文委教研室編『中国普及義務教育的……』436ページ。

(注28) 同上書 184～185ページなど。

(注29) 「西藏自治区検査〈義務教育法〉貫徹實施情況工作總結」(全国人大教文委教研室編『中国普及義務教育的……』) 364～380ページ。

## 小 結

「改革・開放」政策が展開されている中での教育問題を、主に初等段階の義務教育とその普及とにしばって考えてみた。そこでは、1985年段階での「教育体制改革の決定」に沿って、何とか人材養成の土台作りを進めようとする姿勢が見て取れるが、本論でも触れたように、地域格差がここにもあらわれている。

最後に、現段階での総括的な義務教育における問題点をあげて、小論を閉じたい。

ひとつは、「進学率一辺倒」の問題である。以前、「中国の教育体制改革」(注1)で論じたこと

でもあるが、職業課程への進学が「行き止まり」の学校系統の上にある以上、当然発生する問題である。当時の予測が現実のものとして現れたといえよう。職権を利用し、贈り物をし、戸口を移し、ありとあらゆる手だてをこうじて子弟を重点学校に入れようとする保護者。成績のよい生徒にだけ関心がはられるため、そうでない生徒が学校嫌いになったり、不登校になったりする場合。詰め込み教育による児童生徒の創造性や主体性の抑圧。本に書いてある知識を偏重して、学業成績のみで児童生徒を評価する傾向。徳育の軽視などの現状に対する批判が、教育の本分に悖るものとしてあげられている(注2)。

職業課程の導入をできるだけ早く開始したいというのが、人材養成に力点を置く場合の本音であろうが、それを合理的に行なうためには社会の一定の平準化が必要であろう。上述の批判を行なった呉福生は、義務教育段階で全員に労働技術教育を施した上で、「五四制」義務教育の初級中学4年次で進級するときに「小分流」を行なうことを提案している(注3)。日本でいえば、中学3年生になるときに普通高級中学進学組と就職・職業技術学校進学組とに分けるのである。これが社会にどのように受け入れられるかは、その社会の職業観・教育観・学校観と密接に結び付いている。

もう一つは、職業課程に進路を選んだ生徒たちの就職問題であろう(注4)。この問題は、中堅技術者・技能労働者養成の鍵となる部分であるが、現在では「分配」にはあづからない自費学生のほか各企業からの「委託生」、出身地や出身単位に戻ることを前提に入学を許可される「定向招生、定向分配」がある。また、農業中

等専門学校では試みに農村出身者を分配制度の適用外としたところ、非常に好評であったという(注5)。この問題は、別稿を立てて議論したい。

また、本論では触れられなかったが、高等教育部門での改革も、1980年代後半に学生募集制度・自費学生制度などが従来とは大きく変わってきており、それらは自主権の拡大という言葉で説明できよう。

(注1) 拙稿「中国の教育体制改革……」。

(注2) 呉福生「加快基礎教育改革步伐，大力推進9年制義務教育」(全国人大教文委教研室編「中国普及義務教育的……」) 407～408ページ。これらは、文革期の既成の教育に対する批判と類似する点多々あるが、教

育の機会均等の内実を考える上で、興味深い内容であろう。

(注3) 同上書 414ページ。

(注4) 孟広平主編『当代中国職業技術教育』北京高等教育出版社 1993年 155～165ページによる。

(注5) 1988年4月5日、農牧漁業部・国家計画委員会・財政部・商業部・労働人事部・公安部・林業部が共同で「関于農業中等専門学校招收農村青年不包分配班的若干規定」を出した。その際、労働人事部が1983年に出した「関于改革技工学校畢業生分配制度等問題的意見」が参考にされたが、この中では技工学校卒業生は、労働部門が就業を斡旋し、雇用者が優秀な者を探り、あるいは労働服務公司によって就業するというもので、これによって生徒の積極性が発揮され、教育の質についてもよい結果が得られたという。

(開成高等学校教諭)